

ハンドブック  
ワンポイント  
レッスン

# 知っておきたい規則とルール

## Question .....

中学生の娘と一緒に実業団の選手の試合(個人戦)を観戦していたときの事です。ネットプレーヤーがボレーをする際ドリブルをしてしまいました。正審もプレーヤーもドリブルだったことは認めているのですが、ドリブルが故意ではないということで、失ポイントになるのかならないのか、正審は判断できずにマッチは中断してしまいました。その後レフェリーの裁定により、ドリブルをした方のペアが失ポイントとなってマッチは再開され、そのマッチはドリブルをした方のペアが勝ちました。しかし、ドリブルをとられ失ポイントとなったことに、応援席で観戦していた監督が納得できずに、マッチが終わった後で競技本部に行かれていたので、すぐさま後を追って聞いてみると「勝ったからよかったものの」と言いながら、ドリブルをとられ失ポイントになったことに異議を唱えられていました。その後、私は娘とドリブルについて話し合いましたが、実業団の監督やプレーヤーが異議を唱えられていることをみますと、理解していることが不安になり、ドリブルの理解について自信がなくなりましたので正しい解釈をご指導ください。

## Answer .....

**「打球のときボールが2回以上ラケットにあたった場合、インプレーのときは失ポイント、サービスのときはフォールトとなる。」というのがドリブルの定義です。**

最近あちこちでドリブルはとらないということが耳に入ってきますが、競技規則第35条第1項第6号(インプレーにおける失ポイント)に、インプレーにおける打球の際、そのボールがラケットに2回以上当たったらドリブルとなり失ポイントになると記されています。したがって、インプレーのときにドリブルがあれば、失ポイントになるのは当然なことです。ところで、なぜそのような風潮があるのかを考えて見ますと、

- ①カットサービスについて、カット時のボールは、ラケット面をボールが転がりラケットにあたった回数は1回とみなす見解になっている。
- ②【解説14】3. にカットによるストロークは、第6号に該当せず、ボールがラケットに当たった回数は1回とみなす。

①②のことからこれらと混同して曲解されているのではないかと推測します。また、ドリブルが故意であったか

どうかということは可笑しい話です。

今回のように、日本のトッププレーヤーや実業団の監督においても、競技規則を正しく理解されていないことに驚きを禁じ得ません。レフェリーの裁定に対しては、プレーヤー(団体戦の場合は監督又はコーチを含む)は再度提訴することはできないことになっています。レフェリーの裁定は最終のもので、アンパイヤーもプレーヤーも絶対に従わなければなりません。規則をよく理解し、もう少し考えた行動や発言をとって欲しいですね。

審判というものはスポーツの世界では厳正なものです。審判の決定は絶対であり、また、これを大事にしないといけません。それを批判するのは、自分の未熟さをさらけ出していることにもなりかねません。娘さんもソフトテニスの審判講習会などで、競技規則や審判規則を学ばれていることと思います。これからも大会において、プレーヤーの技術と同様審判についても関心を持っていただき、観戦を楽しんでもらえれば幸いです。

【関連規則】

ソフトテニスハンドブック

競技規則

第35条 インプレーにおける失ポイント

第35条 【解説14】3.

第43条 提訴

審判規則

用語の意義 34提訴

ジュニア審判マニュアル

競技規則について

11.ポイントを失うのはどんなときか？

審判規則について

13.用語の意義と判定及びカウントのコール 34.提訴

